

# 富良野市景観条例にかかる届出について



下記に記載する規模以上の事業を行う場合、条例に基づく届出が必要です！

富良野市景観条例では、事業者と地域住民との紛争を未然に防止するために、予め近隣住民に事業概要を説明することとしています。ここで言う事業者とは、建設会社などの業者の他に、**個人の方も**含まれます。

行為が、条例上の基準を超える場合には、**届出の手続きが必要**となります。

**届出が必要な事業** ※届出は行為に着手する30日前までに行ってください。

種類・行為		規模
建築物	新築・移転	高さ10mを超えるもの又は延べ面積700㎡を超えるもの
	増築・改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合には対象外
	外観を変更する修繕、変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの
工作物	さく、塀、擁壁等	高さ5mを超えるもの
	鉄柱、木柱、風力発電設備など	高さ10m（建築物と一体となって設置されている場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10m）を超えるもの
	記念碑、自動車車庫、ゴミ焼却場など	高さ13m以上又は築造面積2,000㎡以上（建築物と一体となって設置されている場合は、地番面から工作物の上端までの高さが10）を超えるもの
	太陽電池発電設備	高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの
開発行為、屋外での土石・再生資源・建設資材等の堆積	当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの	
条例で届出を不要としている行為		
届出が不要な行為	農業及び林業並びに畜産を営むために行う行為 森林法、自然公園法、砂利採取法に基づく、許可、認可、届出がされている行為	

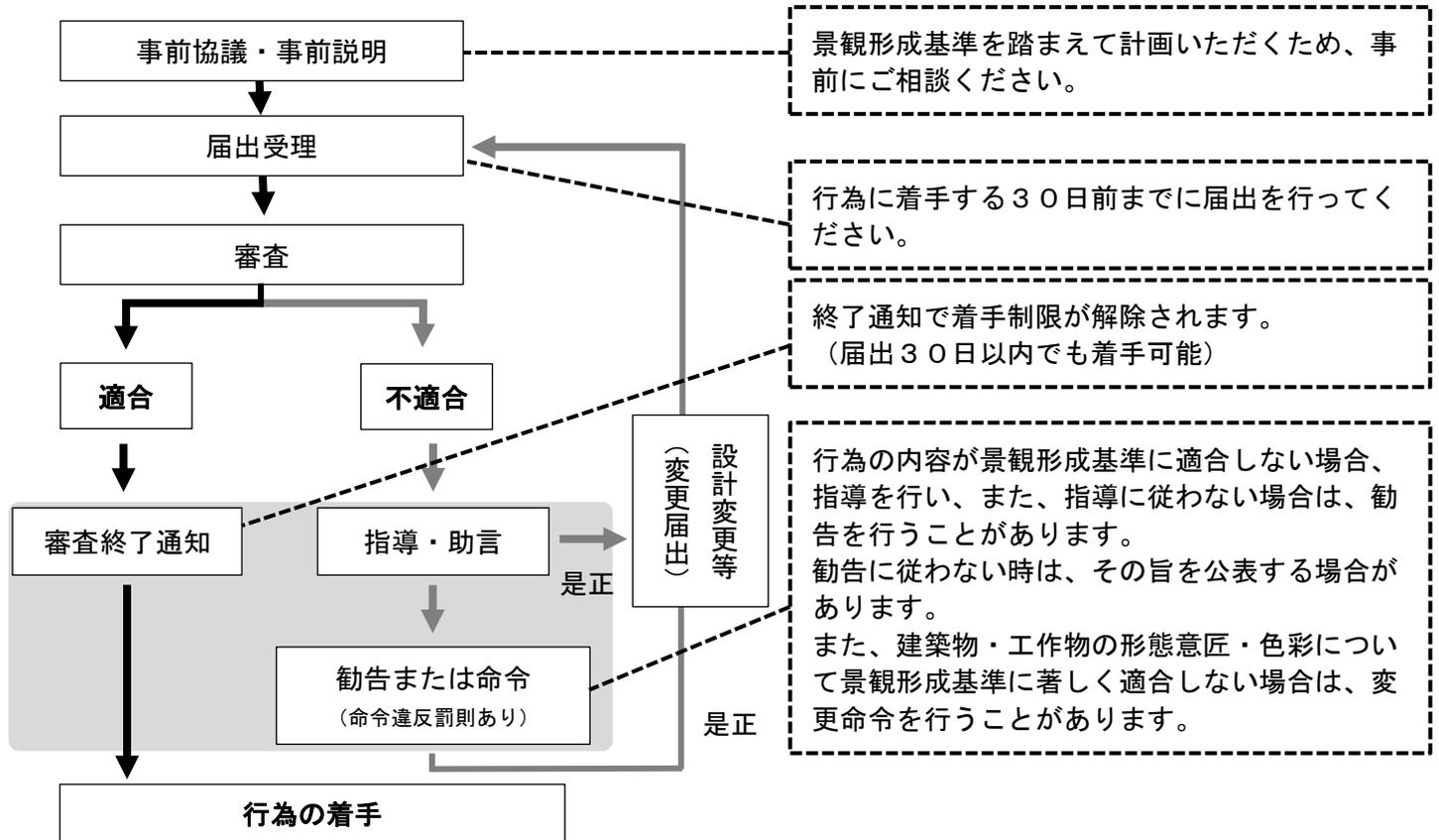
## 「関係住民への説明会」とは？

**事業予定地に隣接する土地**や建物の所有者並びに占有者への説明会を開催し、事業の内容を説明することを行います。説明会開催後に『関係住民等への説明会等結果報告書』（様式第5号）を提出していただきます。

また、土地や建物が隣接していない場合（道路が中間に存在する場合など）であっても、**工事期間中の騒音や粉塵、完成後の日照や景観などについて影響を及ぼすと認められる**土地所有者並びに占有者の方への説明会を開催し、報告書を提出していただきます。

## 届出に係る基本フロー図

届出対象となる行為を行う際は、景観法に基づき着手の30日前までに届出を必要とします。また、計画段階から計画内容等について事前協議を行い、良好な景観形成に資する内容か審議し、支障がないと判断された場合のみ行為の着手が可能となります。



### 30日前までに届出をしなかった場合

基準に該当する場合、届出は必ず必要になります。届出をしない場合、景観法に則り罰則があります。審査が完了するまで工事に着手できません。着手している場合は作業を一時停止していただきます。

## 提出していただく書類

必要書類が揃いましたら、市役所「企画振興課」に提出してください。

必要な書類は、次のとおりです。(提出部数：1部)

- |                                      |                             |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| ①行為の届出書                              | ②関係住民等への説明会等結果報告書(※必要な場合のみ) |
| ③環境保全調書                              | ④平面図(縮尺200分の1以上)            |
| ⑤位置図(縮尺2,500分の1以上)                   | ⑥配置図(縮尺100分の1以上)            |
| ⑦現況写真                                |                             |
| ⑧建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図(縮尺50分の1以上) |                             |

※以上のほか、必要に応じて説明書類を求める場合があります。

※①～③には様式があります。④～⑧に様式はありません。

※生涯学習センターとの埋蔵文化財に関する協議は必ず着工前に行うこと。